現 行

金融コングロマリット監督上の評価項目(着眼点)

### Ⅱ-1 経営管理

グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。(注)

更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。

以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

- (注)特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。
- (1)~(3) (略)
- (4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢

改正案

金融コングロマリット監督上の評価項目(着眼点)

#### Ⅱ-1 経営管理

グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。(注)

更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。

以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

- (注)特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。
- (1)~(3)(略)
- (4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢

### 現 行

内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、 適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。

一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社 又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。金融商品取引法第44条の3ただし書においては、弊害防止措置の 適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内 閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある金融商品取引業者 と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開 情報の授受が認められている(注)。当該規定は、あくまでも各金融機 関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、 公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に 限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内 の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられて いるものである。

グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。

(注)親子関係にある金融商品取引業者と銀行との間等における顧客等の 非公開情報の授受は、金融商品取引法第44条の3ただし書に基づく 承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限り その授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・

### 改正案

内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、 適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。

一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社 又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合があ る。この場合には、以下のような態勢整備が図られているか。

現 行	改正案
受領を行うことは、(顧客等からの書面による事前同意がある場合等	
を除き、)原則として禁止されていることに留意する必要がある。	
内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構	①~ (略)
成及び業務運営体制が確保されていること。	
イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務す	
る役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる	
知識及び経験を有していること。	
口. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業	
務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。	
内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されているこ	
٤.	
内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が	
的確に講じられていること。	
内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立してい	
ること。	
内部管理に関する業務を共通の役職員によって行わせているグループ	⑤~
内の金融機関それぞれにおいて、単体の内部管理業務部門を独立して統	
括する管理部門統括責任者が、	
イ.職員の職務の遂行状況の把握・管理	
口. 内部管理に関する業務の的確な運営	
ハ. 営業部門に対する牽制の実効的な機能	
について、責任のある態勢が整備されており、かつその権能を適切に行	
使していること。	

現。  行	改正案
金融商品取引法第44条の3ただし書の承認を受けようとする場合に	
は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2-2-2	
(2)及び(3)に掲げられている事項が適切に確保されていること。	
金融商品取引法第44条の3ただし書の承認を受けている場合には、	
上記①~⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみな	
らず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴	
い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするよう	
<u>に努めていること。</u>	
(新設)	Ⅱ-3-8 顧客の利益の保護のための体制整備
	利益相反の弊害は、同一グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連
	<u>会社のいずれとの間でも起こり得る問題である。また、情報管理態勢が整</u>
	<u>備されていることを前提に、同一グループ内での情報共有範囲が拡大され</u>
	たことを踏まえ、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営
	<u>管理態勢を構築する必要がある。</u>
	<u>したがって、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、</u>
	自己責任に基づく規律付けをもって内部管理を行う必要がある。なお、利
	益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切
	<u>な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することによって、有効に</u>
	機能するものであることに留意する必要がある。
	<u>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、経営管理会社又はグ</u>
	ループ内会社の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、レピュ
	<u>テーショナル・リスクについても配慮する必要がある。</u>

現 行	改正案
	(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等
	利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するととも
	に、継続的に評価する態勢を整備しているか。
	利益相反を特定するプロセスは、経営管理会社又はグループ内会社
	<u>の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</u>
	また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応
	<u>し得るものとなっているか。</u>
	(2) 利益相反管理の方法
	<u>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は</u>
	組み合わせることができる体制(社内規則を含む)が整備され、定期的
	<u>に管理方法の検証が行われているか。</u>
	部門間の分離
	情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能
	<u>性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理的な遮断</u>
	<u>を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられ</u>
	<u>ているか。</u>
	一方の取引の中止又は取引条件若しくは方法の変更
	一方の取引の中止等を行うにあたり、経営管理会社又はグループ内
	会社の間で、権限及び責任体制を明確にしているか。
	利益相反事実の顧客への開示
	顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示
	する方法を選択した理由(他の管理方法を選択しなかった理由を含
	む)等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意

現 行	改正案
	<u>を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。ま</u>
	た、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものと
	<u>なっているか。</u>
	(3) 利益相反管理方針の策定、及びその概要の公表
	利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制(役
	職員の責任・役割等を含む)や管理方法、管理対象の範囲等が明確化
	されているか。また、当該管理方針は、経営管理会社又はグループ内
	<u>会社の営む業務活動の内容や規模及び複雑さが十分に反映されている</u>
	<u>か。</u>
	利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針
	<u>の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、</u>
	例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載等、顧客等に
	対して十分に伝わる方法となっているか。
	(4) 利益相反管理態勢等
	利益相反を管理・統括する部署(以下「利益相反管理統括部署」と
	いう。)をグループ内に設置するなど、利益相反を一元的に管理でき
	る態勢となっているか。
	利益相反管理統括部署は、独立性が確保され、十分な牽制が働く態
	勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の
	向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を
	<u>行っているか。</u>

の権限・責任の範囲の明確化、顧客管理の方法等を定めた社内 整備しているか。	現 行	現 行	改正案
研修・教育等により、利益相反管理方針の内容を役職員に周 させる態勢を確保しているか。			 研修・教育等により、利益相反管理方針の内容を役職員に周知徹底